

平成28年9月23日

特定非営利活動法人横浜市精神障害者地域生活支援連合会

代表 大 友 勝 様

横浜市会議長

梶 村 充



陳情の処理結果について（通知）

平成28年8月29日受理いたしました陳情書につきましては、議員へ配付するとともに、関係局（区）に照会いたしました。その結果、次のとおり回答を受けましたので、これを送付いたします。

陳情第31号(付託外) 精神保健福祉施策に関する件

() 1及び2について

精神保健福祉に関する執行体制については、国の政策の動向、本市のニーズの状況を踏まえ、必要な体制の整備を行ってまいります。

3について

横浜市地域活動支援センター精神障害者作業所型の運営の手引きの見直しについては、既にお示しした考え方に基づいて進めてまいります。

4について

横浜市障害福祉サービス事業所設置費補助金実施要領においては、原則、横浜市福祉のまちづくり

条例の基準を全て満たすことが補助対象条件の一つです。ただし、全ては満たさなくとも、車いす使用者やオストメイトが利用可能である等、一定の条件を満たすものについては、福祉のまちづくり条例の基準を全て満たすものと同等として扱います。

要領の記載については、上記を踏まえ、分かりやすい表記となるよう修正します。

なお、個別案件については別途対応します。

5について

地域活動支援センターから個別給付事業へ移行時の補助金については、今後も十分に意見交換をさせていただきたいと考えています。

6について

制度開始から約17年が経過し、精神障害のある方のための拠点施設として、今後のあり方を改めて整理する必要性があると考えていますが、検討の形式及び時期等については今後検討していきます。

7について

ピアサポーターとの協働による退院支援については、今後、市内のピア活動に関する情報収集や課題の整理を進めていきたいと考えています。

8について

ウィリング横浜用途廃止部分を活用した南部方面の活動拠点の整備については、横浜ラポールと同様に、障害種別にかかわらず利用できる施設として検討を進めていきます。

精神障害者のスポーツ・文化活動の支援については、今後も県内他自治体と連携して費用や役割を分担しながら取り組んでいきます。

9について

職場定着支援は重要と考えていますが、現時点では平成30年に予定されている障害者総合支援法の改正内容の詳細が国から示されていないため、本市の対応については、国の動向を注視しながら検討していきたいと考えています。

10について

国の新制度、自立生活援助の導入も検討されていますので、この動きを踏まえて検討していきます。

11について

御要望の中にもありますとおり、平成28年4月に設置した依存症等対策担当で、アルコール健康障害対策推進基本計画を始めとした依存症全体の対策について、検討しています。

依存症をめぐる現状等について、専門の医療機関や、依存症の回復支援などの関係者の皆様の意見も参考に検討を進めていきます。